

公益社団法人江戸川区薬剤師会 災害時備蓄医薬品取扱規程

(目的)

第 1 条

この規程は、公益社団法人江戸川区薬剤師会（以下 江戸川区薬剤師会）における定款第 4 条（7）に掲げる事業の円滑な推進と安定した遂行を図ることを目的とし、江戸川区薬剤師会会営臨海薬局（以下「臨海薬局」という）における医薬品在庫の一部を調整財源として、既に確保済の特定資産である災害時備蓄医薬品（以下「備蓄医薬品」という）の使用期限の管理および医薬品価格の変動に対処するため、本規程を定めるものである。

(定義)

第 2 条

本規程において備蓄医薬品とは、江戸川区との「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、災害時に必要となる医薬品（薬局医薬品・一般医薬品・医薬部外品を含む）の管理および抛出行うという特定目的のために保有または使途される資産である。

(運用方法)

第 3 条

次のように備蓄医薬品の運用方法を定めたのでこれに沿った対応を遵守すること。

- （1） 備蓄医薬品の管理者は定期的に当該医薬品の使用期限を確認し、期限が切迫している備蓄医薬品の廃棄等を極力回避するため、臨海薬局の在庫医薬品との間で常時医薬品を循環させる方法をとる事とする。
- （2） 備蓄医薬品はその医薬品という性質上、常に最善の状態で備えておくことが求められることから、その管理者が常時状態を精査し品揃えを見直さなければならない。従って、備蓄医薬品及び臨海薬局の在庫品の総額は常に変動するもとし、期中における変動については月末毎に管理者が江戸川区薬剤師会災害対策委員会（以下 災害対策委員会）担当理事および会営薬局委員会担当理事へ報告し承認を得るものとする。
- （3） 翌期における備蓄医薬品の総額については、対象となる医薬品の品揃え、主流医薬品の動向、薬価改定等による価格の変動等を考慮し、毎年 2 月末までに災害対策委員会にて翌年度の総額を見積り、3 月の理事会にて承認を得るものとする。またその額を目標額として医薬品の保有に努めなければならない。

なお、災害発生時における江戸川区への抛出および上記の運用・管理対応に基づく変動以外の処分等が発生した場合においては、定款第 13 条（8）に基づき、総会にて会員の承認を得るものとする。

(拋出時の指揮命令)

第4条

災害発生時における備蓄医薬品の拋出については、江戸川区からの拋出要請の発令をもって以下の管理責任者の合議による指揮のもと拋出を実施する。但し、震度 6 強以上の地震発生時などの緊急事態時において、緊急医療救護所もしくは避難所が開設された場合には、江戸川区からの要請が無い場合であっても、以下の管理責任者の合議による指揮のもとすみやかに拋出の準備を整えるものとする。

- ・江戸川区薬剤師会 会長
- ・災害対策委員会 担当役員
- ・臨海薬局委員会 担当役員

(改廃)

第5条

この規程の改廃は理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は 2021 年 4 月 1 日から適用する。